

令和3年度第8回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年11月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年11月25日(木) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第14号】

・農地法第5条の規定による許可申請 ……6件

(2) 報告案件について

【報告第18号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 ……3件

【報告第19号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 ……13件

【報告第20号】

・農地法第32条の規定による利用意向調査実施報告書

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。
立冬を過ぎ、インフルエンザなど季節性の病気も流行り始める季節となりました。これからさらに寒くなりますので、委員の皆さんにおかれましては体調管理に、十分注意してください。それでは只今より令和3年度第8回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては、3名の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は1番 伊藤委員と2番 酒井委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第14号】農地法第5条の規定による許可申請6件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第14号、R3-14番をご覧ください。

申請地は、_____番で登記畑・現況雑種地で面積は____m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場の予定です。

申請者は、清須市内の賃貸アパートで生活しております。今後、家族が増えることを想定すると、現在の居宅では手狭であるため自己用住宅の建築を計画しました。

申請者には所有地はなく、また申請者父の所有地も土地利用がされており土地を探していたところ、譲渡人より申請地を紹介され本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域ある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）-b-（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山内委員になります。

山 内 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

次の案件について事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第14号、R3-15, 16, 17番をご覧ください。

申請地は、_____番、__番、__番で登記、現況共に畑で面積は合計で _____m²です。受人及び渡人は議案書のとおりです。資材置場を目的とした申請です。

申請者は、名古屋市中区に本社をかまえる事業者です。

本件は愛知県が発注する下水道管きょ布設工事を行うための資材置場および作業ヤードとして利用するための一時転用許可申請となります。

申請地3筆は全て_____であり、転用場所については愛知県において選定され、土地所有者より承諾を得たため本申請に至りました。

申請地は、エー(ア)-a-(b)の区域に近接する区域にある農地でその規模が概ね10ha未満であるため農地の区分要件のオー(ア)-bに該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は樋口委員になりますが

樋 口 委 員 特に問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

続いての案件について事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第14号、R3-18番をご覧ください。

申請地は、_____番、__番で登記・現況共に畑で面積は_____m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。住宅建築を目的とした申請です。

本件は第2回農業委員会において農用地利用計画変更申出で議決された案件となります。

申請地は1つの敷地の中に市街化区域と市街化調整区域があるため、市街化区域の_____については5条届出のR3-78にて、市街化調整区域の_____については本件での申請となっております。

実際に住宅が建つのは市街化区域の土地になり、調整区域の土地は道路の接道部分にあたるため、住宅敷地の駐車場として利用となります。

申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）-b-（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤章委員になります。

後藤章委員

問題ありません。

会 長

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

次の案件に説明について事務局より説明を求めます。

事 務 局

議案第14号、R3-19番をご覧ください。

申請地は、_____番、_____番、_____番で登記現況共に田で面積は_____m²です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場兼資材置場を目的とした申請です。

申請者は、清須市内で事業所をかまえ空調設備機器の製造・販売を生業としている事業者です。

申請者は2年ほど前に街路改良工事に伴う収容移転により現在の事業所へ移り営業しています。令和2年には、清須市内に従業員用の駐車場を増設しましたが、現在のスペースのみでは、駐車場としての面積に乏しく、未だに従業員用の駐車場が不足しております。また、現在工場。事務所の敷地内において、資材の保管をしておりますが、資材に量が膨大であるため、通路や来客者用駐車場に圧迫しており、安全面の確保が

急務となっております。そんな折、申請地について土地所有者より土地利用に承諾が得られたため本申請に至りました。

申請地は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域ある農地に近接する農地であるため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のエー（ア）－b－（a）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山田委員になります。

山 田 委 員

問題ございません。

会 長

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

続きまして、【報告第18号】農地法第4条第1項第8号の規定による届出および【報告第19号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局

（第4条届出）では、読み上げさせていただきます。

番号 17、_____番で登記田・現況畑です。

こちら渡邊推進委員の案件となります。

渡 邊 推 進 委 員

問題ありません。

事 務 局

ありがとうございます。

続きまして番号 18、_____番で登記畑・現況宅地です。

こちら中野委員の案件となります。

中 野 委 員

問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局

続きまして番号 19、_____番で登記田、現況雑種地です。

こちら日下部委員の案件となります。

日 下 部 委 員

問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
農地法第4条第1項第8号の規定による届出は以上になります。
続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
読み上げさせていただきます。

番号 66、_____番で登記畑、現況雑種地です。
こちら伊藤委員の案件になります。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
続きまして番号 67、_____番で登記畑、現況宅地です。
こちら小崎推進委員の案件になります。

小崎推進委員 現地は道路幅員が狭いので、工事をする際は注意をしていただき
たい。その他は特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。
事務局として可能な限りの対応をいたします。
続きまして番号 68、_____番で登記田、現況休耕田です。こちら伊
藤委員の案件になります。

伊藤委員 問題ございません。

事務局 ありがとうございます。
【報告第18号】および【報告第19号】については以上です。
続いて【報告第20号】について説明します。

会長 では以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、【報告第20号】農地法第32条の規定による利用意向調
査実施報告書について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明いたします。
個別の状況の一覧及び各地区の地図を机上にて配布していますの
で、議案の表と併せて参考にしてください。

8月26日から30日の間に行いました農地パトロールにて行った利用
状況調査の結果に基づいて、利用意向調査を行い、その結果をとりま
とめましたので報告します。

対象の筆数を単位として取りまとめており、調査を行った137筆のう
ち70筆について回答があり、その内訳として農地中間管理機構による
貸借が0%、農地利用集積円滑団体（西春日井農業共同組合）が行う農
地所有者代理事業の利用が約4%、市農地バンクの利用が約3%、自ら
権利設定又は移転を行うが約3%、自ら耕作するとの回答が約46%、そ
の他が約44%でした。その他の回答としては、耕作はしないものの維

持管理は行っていくという回答や農地パトロールの時期が夏であったため、暑さがおさまってから手入れを行うとの多数を占めておりました。

以上で報告を終わります。

会 長 では以上の件について、何か質問等ありませんか。

それでは、2 その他に移ります。

事務局は何かありますか。

事務局 2点ほど説明いたします。

まず1点目は、先日お送りしました生産緑地のあっせん依頼についてです。お送りした依頼文書とおりですが、生産緑地法第17条の2の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

生産緑地所有者の死亡又は故障により農業に従事することができなくなり、本市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第17条の2の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

このまま耕作希望者がいない場合、斡旋不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きとなります。

生産緑地については以上となります。

2点目は農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取についてです。

農業経営基盤強化促進法第6条第5項の規定に基づき「清須市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第7条において準用する第2条の規定に基づき農業委員会への意見を求めるものです。

この場で資料を確認していただくには内容がヘビーですので、後日資料を郵送いたしますので、ご意見がありましたら意見書を送付いただきますようお願いいたします。皆様の意見を集約し農業委員会の意見といたします。特にご意見等なければ返信を不要となります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この2点について質問等ありますか。

(質問等なし)

それでは、次回開催について確認します。

次回の日時は令和3年12月24日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和3年度第8回農業委員会を閉会します。

本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 4 0 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。